

# 空手道 高田道場 会則

空手道 高田道場(以下、本道場)に際して、入会される方(以下、会員)との間に、以下を約束事項として定めます。

## 第1条 入会資格

1. 以下に該当する方は入会できません。入会後に該当した場合は退会となります。
  - 1) 暴力行為で検挙されたことがある者
  - 2) 禁固以上の刑に処せられた者
  - 3) 暴力団の構成員・準構成員、もしくはそれらと親交のある者
  - 4) 暴言・暴力ほか、本道場の秩序を乱す行為をした者
  - 5) 本道場の適切な指導に従わない者

## 第2条 入会手続き

1. 本会則を承諾し、入会届を提出し、入会金・会費・道着/サポーター代・保険料を支払うことで入会とします。

## 第3条 会費

1. 会費は、本道場が定める納付方法で納めてください。
2. 毎月第1週目の稽古日に納めてください。
3. 会員が前月までに申し出ることで、休会とすることができます。休会の際の会費は無料とします。
4. 前月までに申し出がなく、無断または当月になってからの申し出で、当月に一度も出席しない場合も、会費は発生します。その際の会費は、通常の半額とします。

## 第4条 レッスン日程

1. 各月第5週と祝祭日は、休講となります。また、夏季と冬季の休講日があります。
2. 諸事情により、休講や臨時の開講日を設けることがあります。
3. 天候、地震等により、急遽、休講となることがあります。
4. 3～6月、7～10月、11～2月の各期間に、13回以上のレッスン日を設けます。

## 第5条 禁止行為

1. 以下の事項を禁止します。
  - 1) レッスン場内で遊ぶこと
  - 2) 他の会員や指導者への誹謗中傷ほか、迷惑行為
  - 3) 施設・器具・備品の破損や持ち出し
  - 4) 危険物の持ち込み
  - 5) 酒気帯びでの来場、レッスン場内での飲酒・喫煙
  - 6) 他の会員への物品販売、営業・勧誘行為、政治活動
  - 7) その他、本道場が不適切と認める行為

## 第6条 退会

1. 本道場に退会を申し出ることで、退会することができます。
2. 会員の事由により、会費の3ヶ月以上の滞納があった際は、退会とします。
3. 退会した際、会費の滞納があった場合、本道場は、滞納分の会費を請求する権利を有します。

## 第7条 本道場の責任の限定

1. レッスン場内の貴重品の管理は自己責任とし、本道場は責任を負いません。
2. 本道場の故意・重大な過失がある場合を除き、会員同士の間の係争・トラブルに、本道場は関与しません。

## 第8条 会則の改訂

1. 本道場は、本会則を改訂することができ、本道場のウェブサイトに掲出することをもって改訂は有効となることとします。

以上

2018年4月4日制定(第1版)  
2018年5月6日改訂(第2版)

## 空手道 高田道場 入会届

空手道 高田道場 宛

会則を確認の上、遵守することを誓約し、入会を申し込みます。

お申込み日： 20 年 月 日

ふりがな ご氏名	印 <small>※成年のみ</small>	性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日生 ( 才)		
ご住所	〒		
email			
電話番号		職業	
身長	cm	体重	kg
入会年月	年 月入会		
保護者氏名 <small>※未成年の場合</small>	印	続柄	

### 入会アンケート

入会動機 <small>(にゆうかいどうき) ※複数回答</small>	<input type="checkbox"/> 空手(からて)自体(じたい)に興味(きょうみ)があった <input type="checkbox"/> からだを丈夫(じょうぶ)にしたい <input type="checkbox"/> 自信(じしん)や、困難(こんなん)にまけない心(こころ)をもちたい <input type="checkbox"/> 礼儀(れいぎ)を身(み)につけたい <input type="checkbox"/> 試合(しあい)で、腕(うで)だめしや活躍(かつやく)がしたい <input type="checkbox"/> 黒帯(くろおび)をとりたい <input type="checkbox"/> その他 ( )
こうなりたい <small>※自由記入</small>	